

# 生殖医療専門医制度細則

## 【第1章 本細則の目的】

第1条 本細則は、一般社団法人日本生殖医学会生殖医療従事者資格規則の規定に基づき、生殖医療専門医（以下「生殖医療専門医」という。）資格の認定のための条件、研修、審査、認定、登録、資格の更新、資格の喪失および関連する費用などについて定める。

## 【第2章 生殖医療専門医認定のための研修開始の資格要件】

第2条 一般社団法人日本生殖医学会（以下「本会」という。）生殖医療専門医認定のための研修（以下「本研修」という。）を開始しようとする者は、次の各号のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本研修開始時において、産婦人科専門医（日本産科婦人科学会認定もしくは日本専門医機構認定、以下同様）または泌尿器科専門医（日本泌尿器科学会認定もしくは日本専門医機構認定、以下同様）であること。
- (2) 本研修開始申請時において、本会会員であること。

## 【第3章 本研修開始申請】

第3条 本研修を開始しようとする者は、第10条の認定研修施設の生殖医療専門医（指導医）による承認を受けた上で、次の各号に掲げる書類に申請料を添えて本会に提出し、本研修の開始を申請するものとする。

- (1) 研修開始申請書
- (2) 産婦人科専門医または泌尿器科専門医証の写し

2 本会の生殖医療従事者資格制度委員会（以下「委員会」という。）は、前項の申請に不備があるときは、本研修を開始しようとする者に対し、その不備の補正を求めるものとする。

3 申請料は5,000円とする。

4 研修開始申請書の様式は別途定める。

## 【第4章 本研修の研修期間】

第4条 本研修の研修期間（以下「研修期間」という。）は、本研修を開始しようとする者が本研修開始申請をし、これを本会が受理した日（前条第2項の場合はその補正のなされた日）の翌年度の4月1日から3年間とする。

2 委員会は、本研修を開始する者について必要があると認めた場合には、前項の研修期間を最長5年間にまで延長することができる。

## 【第5章 本研修の内容】

第5条 本研修の内容は次の各号に規定するものとする。

- (1) 本会学術講演会に出席すること。
- (2) 本会が実施する講習会を受講し、所定の単位を取得すること。
- (3) 本会が認定する研修施設（以下「認定研修施設」という。）で実習を行い、本会学術講演会で発表し、査読のある医学雑誌に論文を発表し、経験した症例のレポートを提出すること。

## 【第6章 本研修修了認定・生殖医療専門医認定】

第6条 本研修の修了認定を受けようとする者は、認定研修施設の定めるカリキュラムに従って第4条が定める期間の研修を修了するとともに、研修期間内に次の各号のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 研修期間を通して、本会会員であり、年会費を完納していること。
- (2) 少なくとも1年間以上、生殖医療専門医（指導医）の指導の下、認定研修施設に専任で所属して研修を行い、この旨、認定研修施設の生殖医療専門医（指導医）から証明を得ること。
- (3) 経験症例について症例レポートを作成し、この旨、認定研修施設の生殖医療専門医（指導医）から証明を得ること。なお必要経験症例数については別途定める。
- (4) 本会が実施する講習会に出席し、所定の単位を取得すること。
- (5) 本会学術講演会に3回以上出席すること。
- (6) 本会学術講演会で筆頭演者として1回以上の発表をすること。
- (7) 生殖医学に関する論文を、査読のある医学雑誌に筆頭著者として1編以上発表すること。

2 本研修修了認定を受けようとする者は、本研修修了認定の申請書を本会に提出しなければならない。

3 本研修修了認定を受けるための申請書、研修証明書、症例レポート、および関係書類の様式ならびに講習会の単位の詳細は別途定める。

4 委員会は、本研修修了認定を行うために、申請書類を審査し、その審査結果を本研修修了認定を受けようとする者に通知する。

第7条 生殖医療専門医認定のための審査（以下「本審査」という。）は年1回実施する。

2 委員会は、前条により本研修修了認定を受けた者に対して筆記試験と口頭試験を行い、その試験の可否の結果を受験者に通知する。

3 筆記試験と口頭試験の詳細は別途定める。

4 第1項の試験の受験料は20,000円とする。

第8条 本会の理事会（以下「理事会」という。）は、委員会から前条の試験の可否の結果の報告を受けて審議し、試験の合格者を生殖医療専門医と認定する。ただし不正行為を行う等、倫理性に問題があると認められる者については、理事会は、試験の合格者であっても生殖医療専門医の認定をしないことができる。

2 本会は、前項による認定又は不認定の結果を本人に通知する。

3 本会は、本条に基づいて生殖医療専門医と認定した者を生殖医療専門医として生殖医療従事者原簿に登録し、認定証を交付するとともに、適当な方法で公示する。

4 生殖医療専門医の登録料は50,000円とする。

第9条 第8条第1項但書の規定により、または本条第2項の審査の結果、生殖医療専門医に認定されなかった者は、本会に対して再審査を請求することができる。本会は再審査の請求がなされたときは、委員会において請求内容の再審査を行い、理事会は委員会の再審査の報告を受けて審議し、再審査の請求に正当な理由があると判断したときはその資格を認定することができる。

2 第8条第1項但書の規定により生殖医療専門医に認定されなかった者は、申請により第7条の本審査の受験をすることができる。本審査にあたっては、委員会において第8条第1項但書の生殖医療専門医不認定事由の消滅の有無、同不認定事由再発のおそれの有無や程度、その他関連する事項を考慮して検討を行い、理事会は委員会の報告を受けて審議し、生殖医療専門医の認定ができるかどうかを判断する。

## 【第7章 認定研修施設・研修連携施設】

第10条 本会は、申請を受け、次の各号のすべての要件を満たす施設を、認定研修施設に指定するものとする。

- (1) 日本産科婦人科学会の生殖補助医療実施登録施設であること。
  - (2) 産婦人科専門研修プログラム施設（基幹・連携）、もしくは日本泌尿器科学会専門医教育施設または泌尿器科専門研修プログラム施設（基幹・連携）であること。
  - (3) ART 実施周期（採卵周期）が申請様式で記載を求める期間、年間100周期以上であること。
  - (4) 生殖医療専門医が1名以上常勤していること。
- 2 認定研修施設申請書の様式は別途定める。

第11条 認定研修施設の指定を受けようとする施設が、第10条のすべての要件を満たさ

ない場合においても、以下の各号の要件を満たす場合には認定研修施設となるための申請ができるものとする。なお以下の研修連携施設は、認定研修施設と協力・連携して本研修を受ける者の研修指導を行う。

- (1) 第10条(2)の要件のみを満たさない場合は、その要件を満たす施設を研修連携施設として申請すること。
- (2) 第10条(3)の要件のみを満たさない場合は、その要件を満たす施設を研修連携施設として申請すること。
- (3) 第10条の(1)と(3)の要件のみを共に満たさない場合は、その要件を共に満たす施設を研修連携施設として申請すること。

2 研修連携施設申請書の様式は別途定める。

## 【第8章 生殖医療専門医資格の更新】

第12条 生殖医療専門医の資格は、別に定める場合を除き、認定日から5年間有効とし、5年ごとに更新可能とする。

第13条 生殖医療専門医の資格更新の審査は委員会が行い、理事会は委員会の審査結果に基づいて審議のうえ、更新の認定を行う。

第14条 生殖医療専門医資格を更新しようとする生殖医療専門医は、次の各号のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 生殖医療専門医資格認定期間中の本会年会費を完納していること。
- (2) 本会学術講演会に5年間で3回以上出席すること。
- (3) 関連学会への出席、学会発表、論文発表、および論文査読により、5年間で合計100ポイント以上を取得すること。
- (4) 本会が開催する講習会に参加し、5年間で所要の単位を取得すること。
- (5) 生殖医療専門医資格認定期間中に生殖医療を継続していること。
- (6) 初回の生殖医療専門医資格認定時と同様に産婦人科専門医または泌尿器科専門医であること。

2 ポイント制および講習会の単位の詳細は別途定める。

第15条 生殖医療専門医の資格を更新しようとする生殖医療専門医は、更新申請書に審査・登録料を添えて委員会に申請する。

- 2 更新審査・登録料は20,000円とする。
- 3 更新申請書の様式は別途定める。

第16条 生殖医療専門医資格の更新の審査は書類審査による。

2 前条の審査は年1回実施する。

第17条 更新期限までに第14条の規定する要件を満たすことができなかつた生殖医療専門医について、委員会がやむを得ない事由があると認めた場合に限り、更新期限を原則として1年に限り延長することができる。

### 【第9章 生殖医療指導医の認定】

第18条 生殖医療指導医の認定を受けようとする生殖医療専門医は、次の各号のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 生殖医療専門医資格の更新を1回以上行っており、認定研修施設または研修連携施設で常勤の生殖医療専門医として生殖医療に従事していること。
- (2) 本会が定める生殖医療専門医到達目標（以下「到達目標」という。）を参考に、生殖医療専門医認定のための研修カリキュラムの作成および研修指導を行うことができること。

第19条 生殖医療指導医の認定を受けようとする生殖医療専門医は、申請書に審査・登録料を添えて本会に申請する。

- 2 生殖医療指導医認定審査・登録料は10,000円とする。
- 3 申請書の様式は別途定める。

第20条 生殖医療指導医認定のための審査は年1回実施する。

- 2 委員会は、前条の生殖医療指導医認定のための申請書類を審査する。
- 3 理事会は、委員会から前項の審査結果の報告を受け、審議のうえ生殖医療指導医の認定を行う。

### 【第10章 生殖医療指導医資格更新】

第21条 生殖医療指導医の資格は、認定日から5年間有効とし、5年ごとに更新可能とする。

第22条 生殖医療指導医の資格を更新しようとする生殖医療指導医は、次の各号のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 認定研修施設または研修連携施設で常勤の生殖医療専門医として生殖医療に従事していること。
- (2) 更新申請する時点で産婦人科専門医または泌尿器科専門医であること。

- (3) 到達目標を参考に、本研修を受ける者のカリキュラムの作成および研修指導を行うことができること。
- (4) 直近の5年間に、生殖医学に関する論文を査読のある医学雑誌に著者として1編以上発表すること、または本会学術講演会で演者として1回以上の発表をすること。これらは何れも筆頭著者・筆頭演者であるかどうかは問わない。

第23条 生殖医療指導医の資格を更新しようとする生殖医療指導医は、更新申請書に審査・登録料を添えて本会に申請する。

- 2 生殖医療指導医更新審査・登録料は10,000円とする。
- 3 更新申請書の様式は別途定める。

第24条 更新期限までに第22条の規定する要件を満たすことができなかつた生殖医療指導医について、委員会がやむを得ない事由があると認めた場合に限り、更新期限を原則として1年に限り延長することができる。

### 【第11章 資格の喪失】

第25条 生殖医療専門医および生殖医療指導医は、次の各号のいずれかに該当するときはその資格を喪失する。

- (1) 医師の資格を失った場合
- (2) 産婦人科専門医および泌尿器科専門医の資格を失った場合
- (3) 本会会員の資格を失った場合
- (4) 生殖医療専門医の資格を辞退した場合
- (5) 資格の更新がない場合
- (6) 生殖医療に全く関わらなくなった場合

第26条 本会は、生殖医療専門医または生殖医療指導医が次の各号のいずれかに該当するとき、委員会で審査を行い、理事会は委員会の報告を受けて審議し、その資格を喪失させることができる。

- (1) 資格認定及び更新の申請において虚偽の記載をするなど、不正の行為があつた場合
- (2) 不正行為を行う等、倫理性に問題があり、生殖医療専門医、生殖医療指導医としてふさわしくないと判断した場合

第27条 第25条または第26条の規定により生殖医療専門医または生殖医療指導医資格を喪失した者（以下「資格喪失者」という。）は、資格喪失の事由が消滅したときは、本会に対して再び資格認定を受けるための審査を請求することができる。本会は、この請求があ

るときは、委員会において、資格喪失の事由の消滅の有無、資格喪失事由再発のおそれの有無や程度、その他関連する事項を考慮して審査を行い、理事会は委員会の報告を受けて審議し、請求に正当な理由があると判断したときはその資格を再認定することができる。

2 第25条(5)の事由により資格を喪失した者による前項の審査の請求は、本会がその者に対して資格喪失を防止するためにあらかじめ複数回の情報提供を行っている場合、またはその者が本会からその情報提供を受領していないことを証明したとしても本会からの情報提供を受け取れる確実な連絡手段を本会にあらかじめ届出していない場合、その審査の請求には正当な理由がないものとみなし、資格の再認定は行わない。

3 前項にかかわらず、第25条(5)の事由により資格を喪失した者による第1項の審査の請求は、委員会において資格再認定のための条件を付した場合にはその条件の成就可能性やその履行状況その他等関係する事情を総合的に考慮して審査を行い、理事会は委員会の報告を受けて審議し、適当と認めるときは、本会はその者が資格を喪失してから1年後ないしそれ以後の時期において、資格を再認定することがある。

第28条 資格喪失者は、生殖医療専門医証または生殖医療指導医証をこの本会に返還しなければならない。

2 理事会は、資格喪失者について登録原簿に資格喪失の事由を記載の上その登録を抹消し、その旨を本人に通知する。

## 【第12章 名誉生殖医療専門医】

第29条 本会は、満65歳以上でかつ生殖医療専門医歴5年以上の会員に名誉生殖医療専門医の称号を与えることができる。本会のブロック長は、名誉生殖医療専門医の要件を満たす者を本会理事長宛に推薦し、理事会の審議を経て本会理事長名でその称号を与える。

第30条 名誉生殖医療専門医は、本細則における認定研修施設および研修連携施設の認定のための要件である生殖医療専門医には該当しないものとする。

第31条 名誉生殖医療専門医は、次の各号のいずれかに該当するときはその称号は喪失する。

- (1) 医師の資格を失った場合
- (2) 本会会員の資格を失った場合
- (3) 名誉生殖医療専門医の資格を辞退した場合

第 32 条 本会は、名誉生殖医療専門医が、不正行為を行う等、倫理性に問題があり、名誉生殖医療専門医としてふさわしくないと判断した場合、委員会で審査を行い、理事会は委員会の報告を受けて審議し、その称号を喪失させることができる。

### 【第 13 章 補則】

第 33 条 本細則に定める審査登録料は、いったん納入されたときはその返還は行わない。

第 34 条 本細則は本会の理事会の承認を得なければ変更することができない。

-附則-

第 1 条 本細則は 平成 22 年 11 月 12 日から施行する。

第 2 条 本細則は原則として新制度による専門医の認定を開始してから 3 年ごとに見直すこととする。

平成 22 年 12 月 3 日改定

平成 24 年 4 月 1 日改定

平成 24 年 9 月 21 日改定

平成 25 年 3 月 29 日改定

平成 27 年 4 月 1 日改定（「新・」削除）

平成 28 年 11 月 2 日改定

令和 2 年 12 月 2 日改定

令和 4 年 3 月 25 日改定

令和 4 年 5 月 27 日改定

令和 4 年 11 月 2 日改定

令和 5 年 5 月 26 日改定

令和 6 年 11 月 13 日改定

令和 7 年 7 月 10 日改定

## <参考資料>

### I. 筆記試験と口頭試験は次に示す通り実施する。

#### (1) 筆記試験

- ① マークシート方式とする。
- ② 試験においては、生殖生理、男性内分泌、男性一般不妊（手術を含む）、女性内分泌、女性一般不妊（排卵誘発、不妊を含む）、生殖補助医療、不育症、生殖倫理、遺伝の各項目について設問する。各項目のうち、生殖生理、生殖補助医療、不育症、生殖倫理、遺伝の項目は必須項目とし、男性内分泌と男性一般不妊、と、女性内分泌と女性一般不妊はどちらかを選択する。
- ③ 問題数は全体で 50 問とし、その配分は生殖生理(5)、男性内分泌(5)、男性一般不妊(15)、女性内分泌(5)、女性一般不妊(15)、生殖補助医療(10)、不育症(5)、生殖倫理(5)、遺伝(5)とする。

#### (2) 口頭試験

- ① 原則として、1 人 15 分間、3 名の試験官で行う。
- ② 質問項目は、倫理、技術、知識などを 10 点満点で評価する。

### II. 生殖医療専門医更新、生殖医療指導医更新のためのポイントならびに単位は次に示す通りとする（平成 28 年 11 月 2 日現在）。

#### (1) 本会学術講演会 1 回 20 ポイント

#### (2) 学会参加または業績によるポイント

##### \*ポイントを取得できる学会

##### 1) 各ブロックで開催する学術講演会 10 ポイント

##### 2) 以下の学会 5 ポイント

日本産科婦人科学会、日本泌尿器科学会、日本受精着床学会、  
日本IVF学会、日本アンドロロジー学会、日本産科婦人科内視鏡学会、  
日本生殖内分泌学会、日本生殖免疫学会、日本卵子学会  
ASRM、ESHRE、IFFS、世界体外受精会議、世界ヒト生殖会議  
その他生殖医療に関連する学会で生殖医療従事者資格制度委員会が認めるもの

##### \*学会発表および論文発表により取得できるポイント

##### 【学術発表】

生殖関連学会発表（日本）	筆頭 10ポイント	連名5ポイント
生殖関連学会発表（国際）	筆頭 10ポイント	連名5ポイント

【学術誌・著書等における論文発表】

生殖関連和文雑誌掲載論文 筆頭 20ポイント 連名 10ポイント

(以下は、平成28年11月2日改訂日以降 掲載または査読完了のものが適用)

RMB誌 筆頭 30ポイント 連名 15ポイント

RMB誌以外の生殖関連欧文雑誌掲載論文 筆頭 20ポイント 連名 10ポイント

\* 論文査読により取得できるポイント

RMB誌の査読 1論文 5ポイント

学会発表・論文に関しては自動付与・電子的管理が困難なため、更新申請時に論文や査読証明などを提出すること

(3) 講習会への参加

認定期間（5年間）に更新必須項目を受講する。

Ⅲ. 学会が実施する講習会の内容（例）

単位数	2015年度までの 単位項目	単位項目	時間 (分)	新規 必須項目	更新 必須項目
1	(1)(2)	①生殖医療総論・トピック ／生殖倫理・関係法規	60	*	*
1	(3)(6)	②生殖遺伝 ／生殖免疫・感染症等	60	*	
1	(4)(9)	③女性生殖生理・生殖内分泌／ 一般治療各論（女性手術・不育症）	60	*	
1	(5)(10)	④男性生殖生理・生殖内分泌 ／一般治療各論（男性不妊）	60	*	
1	(7)(8)	⑤治療総論・検査・診断 ／一般治療各論（排卵誘発）	60	*	*
1	(11)	⑥一般治療最近の進歩 ／子宮内膜症	60	*	*
1	(12)(15)	⑦生殖補助医療総論・管理 ／生殖補助医療最近の進歩	60	*	*
1	(13)(14)	⑧生殖補助医療各論 （体外受精／顕微授精）	60	*	

講習会は、本会学術講演会開催地または e-learning

（令和2年度より開始）で開催。